令和6年度

事　業　概　要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所　基本理念

1　厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。

2　食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。

3　「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。

4　検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

目　　次

基本理念

第１章　食肉衛生検査所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　沿革 ・・ 2

2　組織・機構 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3　検査所職員配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4　名古屋市と畜場法施行細則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5　食肉衛生検査所長委任規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

6　名古屋市食肉衛生検査所処務規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7　公所長以下代決規程（抜すい）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

8　職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

9　特殊勤務手当規則(抜すい) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

10　と畜検査手数料等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

11　食肉衛生検査所(建物)平面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

12　検査関係主要備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

13　名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

14　食肉衛生検査所への交通案内図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

15　南部市場全図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第２章　と　畜　検　査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1　と畜検査の概要

(1)　と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(2)　と畜検査の結果に基づく措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(3)　精密検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(4)　動物用医薬品検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(5)　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2　と畜検査頭数

(1)　月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(2)　と畜検査頭数の推移(令和２年度～令和６年度) ・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(3)　産地別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

3　と畜検査結果に基づく措置

(1)　とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(2)　全部廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(3)　一部廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

4　精密検査件数

(1)　総計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

(2)　牛・・ 31

(3)　子牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(4)　豚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
5　食品中の残留動物用医薬品検査結果
(1)　検査頭数及び検査項目数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(2)　行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第3章　衛生監視指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
1　中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等
(1)　衛生監視指導実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(2)　微生物検査等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(3)　外部検証連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2　市内食鳥処理施設における衛生指導等
(1)　食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別・・・・・・ 38
(2)　食鳥処理施設の監視指導件数、区別・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(3)　認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別・・・・・・・・・・・・・ 40
(4)　微生物検査件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3　輸出食肉対応実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第4章　講習会・研修・見学等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
1　衛生講習会、見学等の実施
(1)　衛生講習会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
(2)　見学者の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
(3)　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
(4)　衛生講習会、見学等実施回数及び参加者・・・・・・・・・・・・・・ 44
2　イベント等における普及啓発活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
3　研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第5章　調　査　研　究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
1　研究発表抄録
(1) 豚解体ラインにおける枝肉ふき取り検査結果に基づく枝肉汚染防止対策について ・ 47
(2) 豚の体腔内腫瘤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
2　研究・発表一覧（平成26年度～令和6年度）・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第１章　食肉衛生検査所の概要

1　沿革

昭和 6 年 9 月　中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場
昭和 25 年 5 月　屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。　と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月　組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。
昭和 28 年 8 月　屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。
昭和 30 年 10 月　愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。
名古屋市と畜場 3 名　小田井と畜場 2 名　計 5 名
昭和 37 年 4 月　公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。
検査第一係 4 名　検査第二係 4 名　計 8 名
昭和 40 年 3 月　小田井と畜場改築
昭和 40 年 6 月　食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。
所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名
計 14 名
昭和 41 年 3 月　食肉衛生検査所建物完成
昭和 45 年 3 月　増設工事完成(微生物室、その他)
昭和 45 年 4 月　管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。
所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名
検査第三係(小田井と畜場) 5 名　計 22 名
昭和 46 年 4 月　検査第一係 4 名となる。　計 23 名
昭和 48 年 4 月　検査第三係 7 名となる。　計 25 名
昭和 48 年 6 月　小田井と畜場検査室改築完成
昭和 49 年 4 月　検査第二係 10 名となる。　計 26 名
昭和 59 年 4 月　検査第一係 5 名となる。　計 27 名
昭和 63 年 1 月　増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)
平成 元年 12 月　庁舎改修工事完成
平成 3 年 3 月　庁舎改修(倉庫、車庫)
平成 3 年 4 月　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始
平成 5 年 11 月　庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)
平成 6 年 4 月　主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務)　1 名
平成 6 年 6 月　小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)
平成 7 年 4 月　検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。
所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名
検査第二係 13 名　計 24 名
平成 8 年 11 月　庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)
平成 8 年 12 月　と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転 名古屋市南部と畜場でと畜検査を開始	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名（うち嘱託 3 名）となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、 検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係（指導管理係 6 名・検査係 18 名 （うち嘱託 2 名)）1 主査（監視指導・検査管理）となる。 健康牛の BSE 検査を廃止 市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。	計 26 名
平成 30 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化 （と畜場法改正）	
平成 31 年 4 月	嘱託(業務補助)1 名増員	計 27 名
令和 2 年 4 月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行 指導管理係長の職種を主事から獣医師に変更	計 27 名
令和 3 年 6 月	と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化に伴い、外部検証を開始	
令和 5 年 4 月	指導管理係 7 名となる。	計 28 名
令和 6 年 4 月	係制から担当制となる。係長の名称を所長補佐に変更。	計 28 名

2　組織・機構

市長―副市長―健康福祉局長―生活衛生部長―食肉衛生検査所長

所長 ―― 所長補佐（指導管理）
　　 ―― 所長補佐（監視指導・検査管理）
　　 ―― 所長補佐（検査）
　　 ―― 主任・主事・獣医師

3　検査所職員配置

（令和６年４月１日現在）

区　　分	と畜検査員	事務職員	と畜検査補助員	計
所　　長	1	－	－	1
所長補佐（指導管理）	1	－	－	3
所長補佐 （監視指導・検査管理）	1	－	－	
所長補佐（検査）	1	－	－	
主　任	5	－	－	22
主　事	－	1	－	
獣医師	16	－	－	
会計年度任用職員（検査補助）	－	－	2	2
会計年度任用職員（業務補助）	－	1	－	1
計	25	2	2	29

4　名古屋市と畜場法施行細則

昭和 59 年 4 月 1 日
規則第 63 号
最終改正令和 2 年規則第 123 号

（と畜場設置の許可申請）

第１条　と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第４条第１項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書（第１号様式）に名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成 12 年名古屋市条例第 47 号）に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

（と畜場の変更及び廃止の届出）

第２条　法第４条第３項の規定による届出をしようとする者は、と畜場構造設備等変更届（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

２　と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後５日以内にと畜場廃止届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（と畜場設置の許可を与えない場所）

第３条　法第５条第１項第３号に規定する場所は、次のとおりとする。

(1)　低湿で排水が充分でない場所

(2)　学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲から 100 メートル以内の場所（構造設備の状況により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものを除く。）

(3)　その他市長が特に公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所

（と畜場の衛生保持）

第４条　と畜場の設置者又は管理者は、法第６条に規定するもののほか、と畜場内の汚染防止その他公衆衛生の保持をはかるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　関係者以外の者をみだりにと畜場に出入りさせないこと。

(2)　食肉運搬用器具及び車両は、清潔で衛生的なものでなければと畜場に出入りさせないこと。

(3)　その他名古屋市食肉衛生検査所長（以下「食肉衛生検査所長」という。）が公衆衛生上必要と認めて指示した事項

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者の配置及び変更の届出）

第５条　法第７条第６項（法第 10 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、衛生管理責任者・作業衛生責任者配置・変更届（第３号様式の２）にと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号。以下「規則」という。）第５条第２項に定める書類を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第６条　と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、法第９条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　清潔な衣服及びゴム長靴を着用すること。

(2)　肉刀類を常に清潔で衛生的な容器に入れておくこと。
(3)　その他食肉衛生検査所長が公衆衛生上必要と認めて指示した事項

（と畜場使用料及びとさつ解体料の認可の申請）

第７条　法第 12 条第１項の規定により、と畜場使用料若しくはとさつ解体料の額の認可を受けようとする者又は認可を受けたと畜場使用料若しくはとさつ解体料の額を変更しようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第４号様式）又はと畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（自家用とさつの届出）

第８条　法第 13 条第１項第１号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届（第６号様式）にとさつしようとする獣畜の健康診断書を添えて、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

（自家用とさつ解体について遵守すべき事項）

第９条　法第 13 条第１項第１号又はこれに係る同条第２項ただし書の規定により、と畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　獣畜のとさつ又は解体は、法第５条第１項第１号及び第２号に掲げる場所その他公衆衛生上危害を生ずるおそれがある場所で行わないこと。
(2)　血液、内臓及び汚物は、埋却、焼却その他の方法により汚染防止の措置を講ずること。

（と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請）

第 10 条　と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号。以下「令」という。）第４条第２号の規定による許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（と畜検査の申請）

第 11 条　法第 14 条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書（第８号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

（と畜場外への持出しの許可申請等）

第 12 条　令第５条第１項第１号の許可を受けようとする者は、牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書（第９号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

２　令第５条第１項第２号の許可を受けようとする者は、牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書（第 10 号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

３　令第５条第１項第３号の許可を受けようとする者は、獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書（第 11 号様式）を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

４　食肉衛生検査所長は、令第５条第１項第１号から第３号までの許可をしたときは、と畜場外への持出し許可書（第 12 号様式）を交付する。

（検印及びと畜場番号）

第 13 条　令第９条の規定による検印の押印は、と畜検査員が行う。

２　規則様式第１号の規定によると畜場番号は、次のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
名古屋市南部と畜場	2

（書類の経由）

第14条　この規則により市長に提出すべき書類は、食肉衛生検査所長を経由して提出しなければならない。

附　則（令和2年規則第123号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

5　食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日
規則第 39 号
最終改正令和 5 年規則第 93 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第１項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

(1)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）第３条による許可及び第６条第１項による変更の許可に関すること。

(2)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第６条第３項、第７条第２項、第12条第６項、第14条及び第17条第１項第４号による届出の受理に関すること。

(3)　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第１項から第３項までによる食鳥検査に関すること。

(3)の２　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第１項による確認規程の認定及び同条第２項による確認規程の変更の認定に関すること。

(3)の３　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第７項による報告の受理に関すること。

(3)の４　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第８項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。

(3)の５　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第９項による指導及び助言に関すること。

(3)の６　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。

(3)の７　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第１項による報告の請求並びに第38条第１項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。

(3)の８　と畜場法（昭和28年法律第114号）第７条第６項（第10条第２項において準用する場合を含む。）による届出の受理に関すること。

(4)　と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関すること。

(5)　と畜場法第14条による検査及びと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第５条による許可に関すること。

(6)　と畜場法第16条による措置に関すること。

(7)　と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関すること。

(8)　と畜場法第18条第１項による施設の使用制限又は停止命令及び同条第２項によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又はとさつ若しくは解体を行うことの禁止に関するこ

と。

(9)　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第７条第２項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

(10)　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第52号）附則第10条第２項による調査に関すること。

附　則（令和５年規則第93号）

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

6　名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日
達第 23 号
最終改正　令和 6 年達第 29 号

第１条　名古屋市食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）は、健康福祉局生活衛生部に属し、所長その他必要な職員を置く。

第２条　所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第３条　検査所に次の組織を置く。

所長補佐（指導管理）

所長補佐（監視指導・検査管理）

所長補佐（検査）

２　検査所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。

(2)　人事及び予算経理に関すること。

(3)　手数料の徴収に関すること。

(4)　と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に関すること。

(5)　所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(6)　と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。

(7)　と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。

(8)　病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。

(9)　肉、内臓等の精密検査に関すること。

(10)　所長の指定する移入肉等の検査に関すること。

(11)　所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。

(12)　人獣共通感染症の調査に関すること。

３　検査所における庶務及び経理に関する事務は、所長が特に指定する場合を除き、所長補佐（指導管理）が担当する。

４　所長補佐は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第４条　所長は、毎月10日及び毎年１月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を生活衛生部長に報告しなければならない。

附　則(令和 6 年達第 29 号)
この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

7　公所長以下代決規程（抜すい）

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正　令和 6 年達第 1 号

（この規程の趣旨）
第 1 条　この規定は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、所長補佐及びこれらに相当する職にある者（以下「公所長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。

別表第 2

健康福祉局	食肉衛生検査所長	1　と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。 2　と畜場法第 8 条(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)による解任命令に関すること。

別表第 2 の 2

健康福祉局	食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の長	1　定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。 2　定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。 3　法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
	食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の長	1　食品衛生法第 59 条(第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)による行政処分に関すること(と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものに限る。)。 2　食品表示法第 6 条第 1 項及び第 3 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関すること(名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るもの(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものを除く。)に限る。)に限る。)。

8　職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正　令和 6 年達第 36 号

局	課又は公所等	職員の範囲	勤務時間等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 15 分まで	45 分	日曜日及び土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 30 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	
			E	午前 8 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	45 分	
			F	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで	45 分	

9　特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号
最終改正　令和 6 年規則第 92 号

食肉衛生検査所関係分

勤　務　内　容	勤務内容の細分	手　　当	
		金　額	備　　考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と畜検査員の業務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額　850 円	

10　と畜検査手数料等

（1）と畜検査関係

ア　と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

イ　と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり　300 円

ウ　と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区　　分	牛	こ牛・豚
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭

エ　とさつ解体料

区　　分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

（２）食鳥検査関係

ア　食鳥処理事業許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　19,000 円

イ　食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　10,000 円

ウ　食鳥検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 羽　3 円

エ　確認規程認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　5,500 円

オ　確認規程変更認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　2,300 円

（３）輸出証明関係

ア　輸出証明書発行手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

1 件当たり　870 円

イ　適合施設認定申請手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

（ア）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 1 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの

1 件当たり　20,900 円

（イ）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第 21 条第 2 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの

1 件当たり　10,400 円

11 食肉衛生検査所（建物）平面図

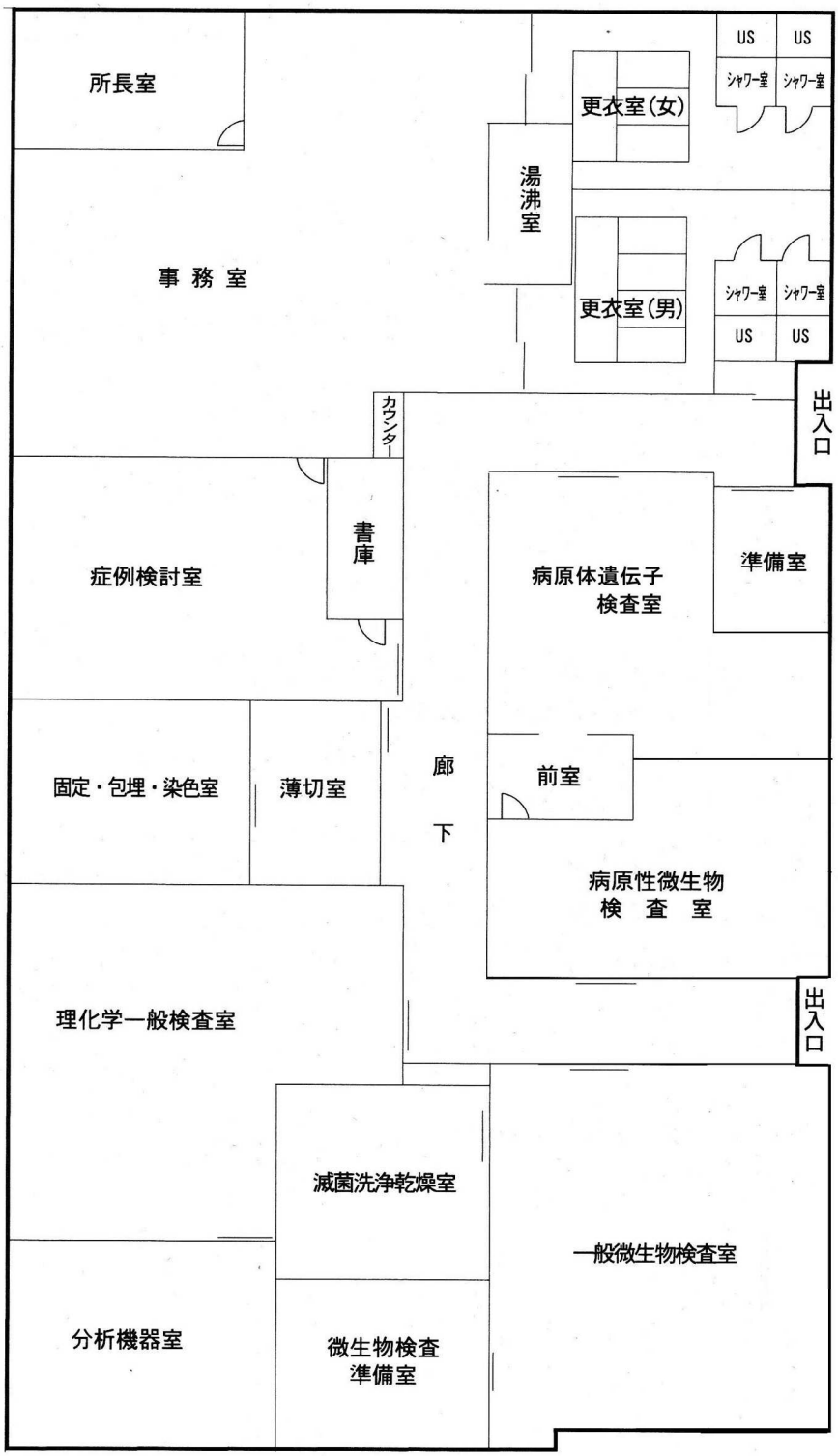

12　検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	5	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
薬品用冷蔵庫	8	薬品用冷蔵庫	1	電子てんびん	2
メディカルフリーザー	1	自動包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2
煮沸消毒器	1	ミクロトーム	1	冷蔵・冷凍庫	2
オートクレーブ	3	凍結切片作製装置	1	恒温器	1
乾熱滅菌器	1	パラフィン伸展器	1	自動血球計数装置	1
乾燥器	1	パラフィン伸展バス	1	血清分析システム	1
恒温器	5	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	純水製造装置	2
製氷機	1	実体顕微鏡	1	超音波洗浄器	4
ウォーターバス	5	顕微鏡装置	1	遠心機	1
ストマッカー	1	カメラ	1	振とう器	1
コロニーカウンター	1	ドラフトチャンバー	1	かくはん器	2
光学顕微鏡	2	パラフィンブロック作製装置	1	分注器	7
蛍光顕微鏡	1	顕微鏡ティーチング装置	1	ホモジナイザー	2
遠心機	4			マニホールドキット	4
かくはん器	4			ドライアスピレーター	1
マイクロチューブミキサー	1			ロータリーエバポレーター	3
分注器	2			ドラフトチャンバー	3
リアルタイムＰＣＲ機器一式	2			高速液体クロマトグラフ	2
ＰＣＲ機器一式	1			（紫外・可視検出器、蛍光検出器、	
ビーズ用マグネット	2			多波長検出器）	
最高最低温度計	1				
細胞破砕機	1				
マイクロプレートウォッシャー	1				
マイクロプレートリーダー	2				
アルミブロック恒温槽	5				
クリーンベンチ	2				
安全キャビネット	3				

13　名古屋市南部と畜場、市場施設の規模（主な設備）

施　設　概　要			
敷地面積	60,721 ㎡		
延床面積	27,059 ㎡		
本館棟	22,830 ㎡		
処理棟	4,229 ㎡		
		牛	豚
係留所	係留能力	100 頭	840 頭（＋大貫 30 頭）
と畜解体	最大処理数	100 頭／日	1,000 頭／日
冷蔵庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1,000 頭
せり室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排水処理	と畜解体の排水処理	1,680 ㎥／日、3 次方式	
焼却処理	［焼却炉（200kg／時）＋排ガス処理］×2 系列		
脱臭設備	本館棟　：　（薬液洗浄＋活性炭）方式　処理風量 800 ㎥／分		
	処理棟　：　（薬液洗浄＋活性炭）方式　処理風量 185 ㎥／分		
	活性炭方式　処理風量 600 ㎥／分		
洗車場	4 台分（10t 車×2　4t 車×2）		
車両消毒設備	2 ヶ所（生体搬入車両・一般用）		

14 食肉衛生検査所への交通案内図

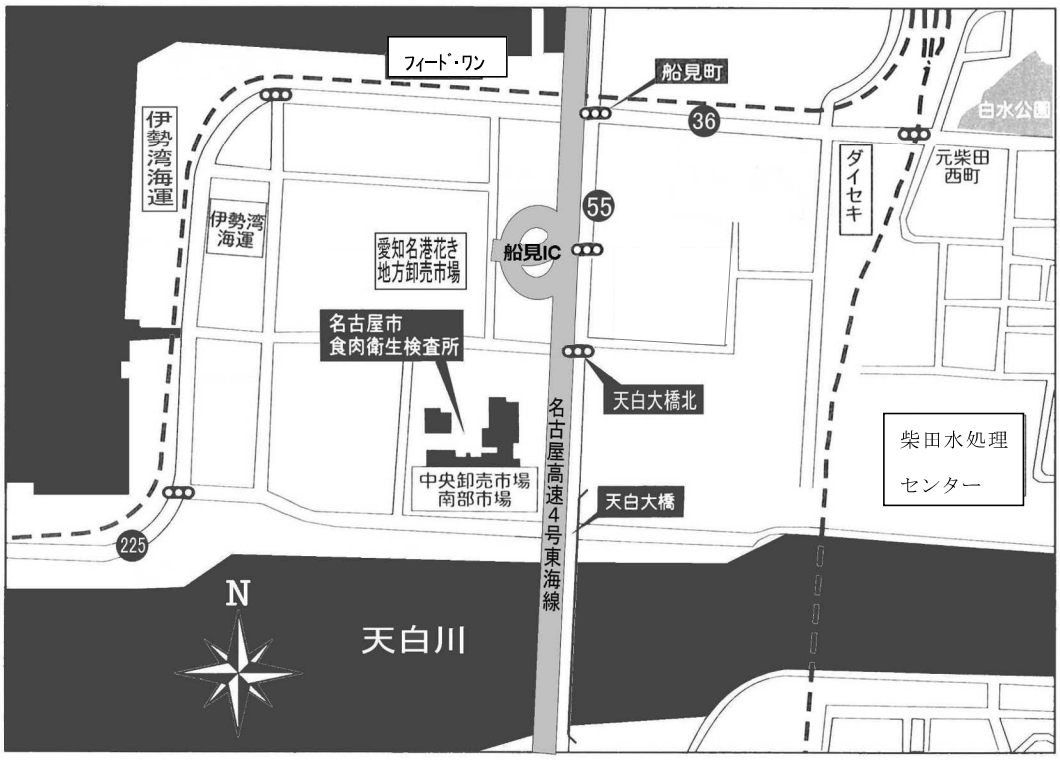

交通のご案内

●自動車

・名古屋高速４号東海線　（名古屋方面から）船見ＩＣ出口降りてすぐ

・伊勢湾岸自動車道路　名港潮見ＩＣから約 10 分

・名四国道　竜宮ＩＣから約７分

・中部国際空港から　車で約 40 分（セントレアライン・知多半島道路経由）

●電車

・名古屋鉄道常滑線　大同町駅・柴田駅より徒歩 25 分

●市バス

・船見町バス停より徒歩 10 分

名古屋市食肉衛生検査所（名古屋市中央卸売市場南部市場内）

名古屋市港区船見町１番地の 39（〒455－0027）

電　話　０５２－６１１－４９２９

ＦＡＸ　０５２－６１１－７５６６

E-Mail　a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

Ｈ　Ｐ　http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html

15　南部市場全図（名古屋市南部と畜場）１階

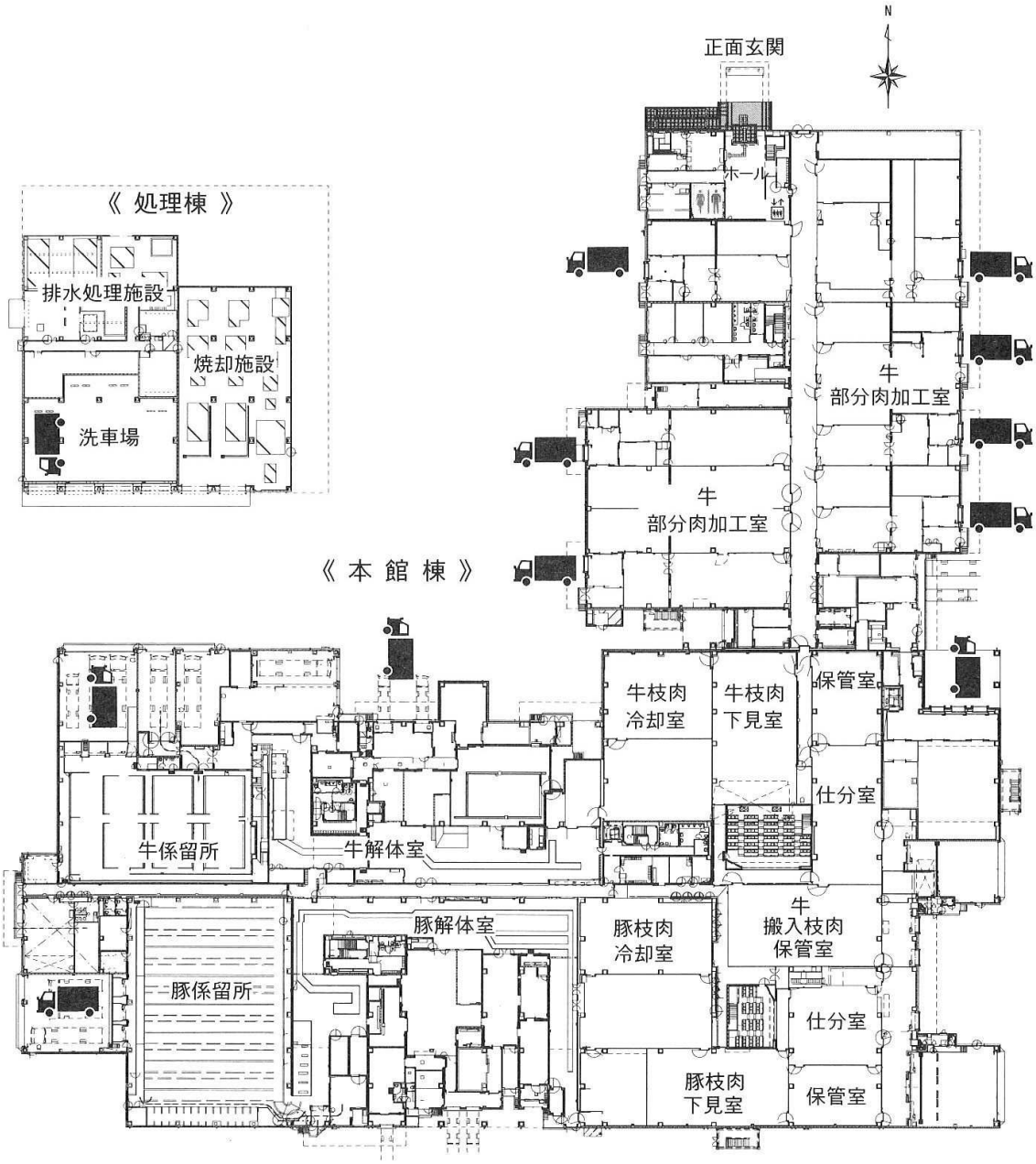

南部市場全図（名古屋市南部と畜場）２階

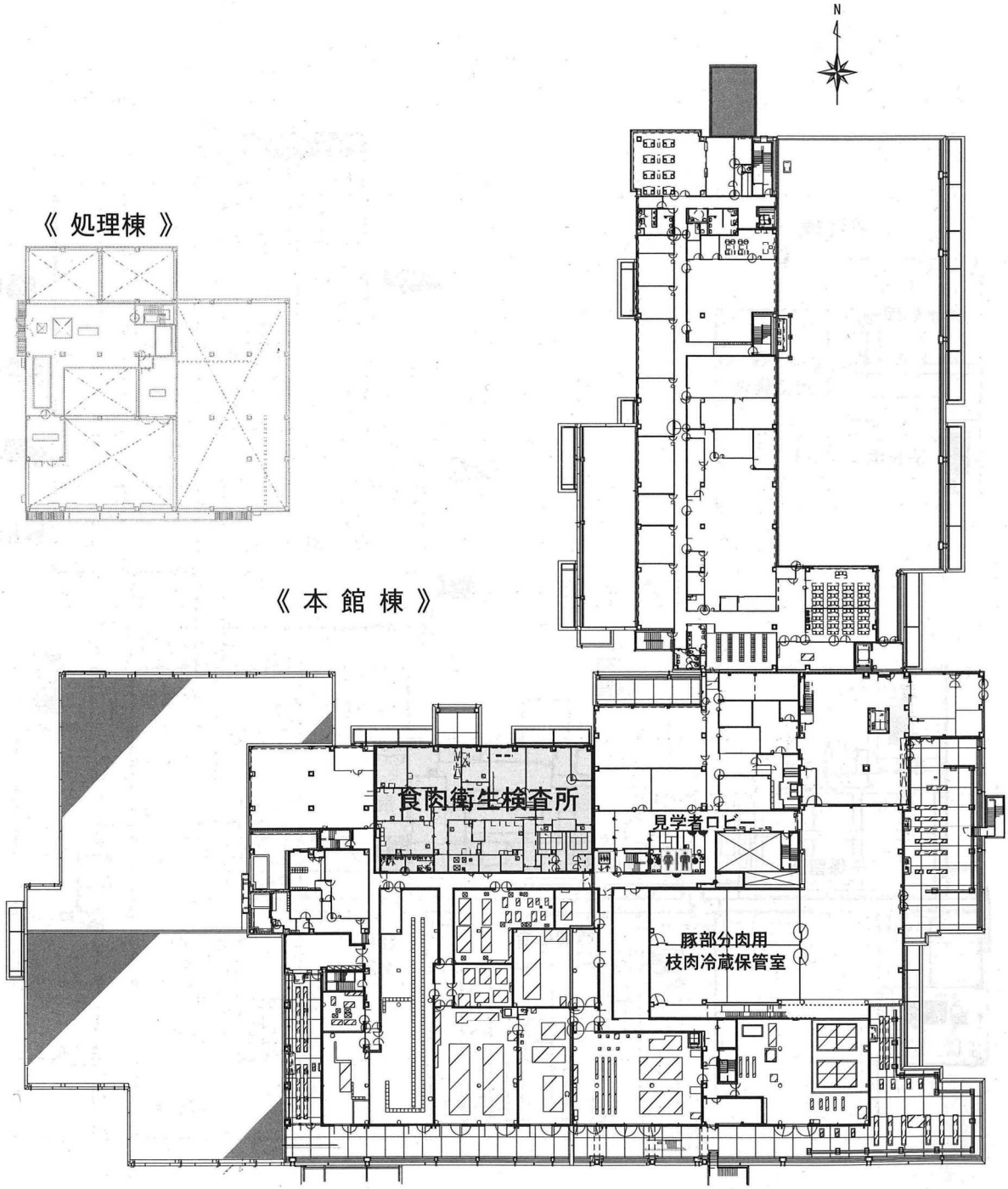

第２章　と　畜　検　査

1　と畜検査の概要

（1）と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、217,292 頭で、前年度に比較して 9,656 頭の増であった。

畜種別内訳は、牛 8,020 頭（前年度より 238 頭の増）、豚 209,264 頭（前年度より 9,414 頭の増）、子牛は 8 頭（前年度より 4 頭の増）であった。

（2）と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア　全部廃棄・・・・・193 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（32 頭）・・・ 牛伝染性リンパ腫 7 頭、敗血症 3 頭、尿毒症 9 頭、黄疸 2 頭、水腫 11 頭

子牛（1 頭）・・ 水腫 1 頭

豚（160 頭）・・・膿毒症 70 頭、敗血症 84 頭、黄疸 1 頭、水腫 3 頭、腫瘍 2 頭

イ　一部廃棄・・・・・86,936 頭

総と畜検査頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 40.0%にあたり、「炎症又は炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の 78.8%を占めている。

（3）精密検査

精密検査延頭数は、296 頭（牛 188 頭、子牛 8 頭、豚 100 頭）であった。

検査項目別延件数は、8,374 件であり、そのうち敗血症のための検査が、4,770 件で 57.0%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

（4）動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査頭数は、1,350 頭（牛 156 頭、豚 1,194 頭）、検体数は 4,021 件（牛 470 件、豚 3,551 件）であった。検査項目数は 5,357 件であり、項目内訳は簡易検査法が 4,019 件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は 1,338 件であった。

（5）　そ の 他

ア　調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ　教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ　消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上を図るため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施した。

エ　と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を 19 件交付した（豚足 13 件、牛原皮 1 件、豚原皮 5 件）。

2　と畜検査頭数

（1）月別と畜検査頭数

（単位：頭）

月	検査日数	計	牛			子牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	241	217,292	7,522	498	8,020	8	209,264
4	21	18,063	575	60	635	1	17,427
5	21	18,762	667	38	705	1	18,056
6	19	15,761	534	45	579	－	15,182
;7	22	17,344	638	54	692	－	16,652
8	20	16,115	543	25	568	－	15,547
9	18	15,988	535	35	570	－	15,418
１０	22	20,790	705	44	749	2	20,039
１１	20	20,238	838	37	875	2	19,361
１２	21	20,336	860	45	905	－	19,431
1	20	18,461	558	34	592	－	17,869
2	17	16,370	525	43	568	1	15,801
3	20	19,064	544	38	582	1	18,481

（2）と畜検査頭数の推移（令和２年度～令和６年度）

（単位：頭）

年　度	R2	R3	R4	R5	R6
牛	7,076	7,048	7,735	7,782	8,020
子　牛	13	8	7	4	8
豚	177,447	194,755	199,773	199,850	209,264

（３）産地別と畜検査頭数

（単位：頭）

出荷地	令和５年度	令和６年度	牛	子牛	豚
総　計	207,636	217,292	8,020	8	209,264
北海道	115	482	482	－	－
岩手	77	1	1	－	－
宮城	11	-	-	－	－
秋田	145	48	48	－	－
茨城	36	1	1	－	－
栃木	－	3	3	－	－
群馬	-	54	54	-	-
埼玉	-	7	7	-	-
神奈川	-	3	3	-	-
富山	124	118	118	－	－
長野	446	380	239	－	141
岐阜	55,760	56,882	231	1	56,650
静岡	3,073	2,069	544	-	1,525
愛知	139,891	145,070	5,151	7	139,912
三重	4,118	8,481	54	-	8,427
滋賀	2,505	2,325	－	－	2,325
京都	313	-	－	－	-
奈良	-	284	-	-	284
鳥取	－	6	6	－	－
島根	156	156	156	－	－
山口	－	1	1	－	－
長崎	6	22	22	－	－
熊本	1	2	2	－	－
宮崎	331	519	519	－	－
鹿児島	528	378	378	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

疾病 ＼ 畜種処分		令和5年度			令和6年度			牛			子牛			豚		
		禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
廃棄実頭数		－	113	78,879	－	193	86,936	－	32	5,026	－	1	7	－	160	81,903
計		－	113	86,304	－	193	94,943	－	32	6,366	－	1	12	－	160	88,565
細菌病	炭そ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	豚丹毒	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サルモネラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	結核	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ブルセラ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	破傷風	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	放線菌病	－	－	1	－	－	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウイルス・リケッチア病	豚熱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	6	－	－	7	－	－	7	－	－	－	－	－	－	－
原虫病	トキソプラズマ症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
寄生虫病	のう虫病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ジストマ病	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の疾病	膿毒症	－	39	－	－	70	－	－	－	－	－	－	－	－	70	－
	敗血症	－	44	－	－	87	－	－	3	－	－	－	－	－	84	－
	尿毒症	－	9	－	－	9	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－
	黄疸	－	2	－	－	3	1	－	2	1	－	－	－	－	1	－
	水腫	－	8	951	－	15	1,010	－	11	292	－	1	1	－	3	717
	腫瘍	－	4	4	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2
	中毒諸症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	炎症又は炎症産物による汚染	－	1	65,799	－	－	74,774	－	－	3,901	－	－	7	－	－	70,866
	変性又は萎縮	－	－	9,100	－	－	7,112	－	－	875	－	－	1	－	－	6,236
	伝達性海綿状脳症	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	10,449	－	－	12,042	－	－	1,295	－	－	3	－	－	10,744

（２）全部廃棄：全身性の疾病又は異常を認めた場合に当該獣畜の肉、内臓、皮など全てを廃棄する措置

全部廃棄理由

（単位：頭）

疾　病　名	牛	子牛	豚
敗　　血　　症	3	－	84
膿　　毒　　症	-	－	70
水　　腫	11	1	3
腫　　瘍	－	－	2
炎　症　又　は 炎症産物による汚染	－	－	-
黄　　疸	2	－	1
尿　　毒　　症	9	－	-
牛伝染性リンパ腫	7	-	－
計	32	1	160

（３）一部廃棄：疾病又は異常を認めた場合に当該肉、内臓、皮などを廃棄する措置

一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎（1）	70	0	3,593	3,663
2	肝炎（2）	2,501	1	21,211	23,713
3	胆管炎（3）	317	0	0	317
4	肝小葉壊死（4）	69	0	0	69
5	脂肪肝（6）	16	0	410	426
6	肝富脈斑（7）	23	0	0	23
7	好酸球性小葉間静脈炎（8）	42	0	0	42
8	肝膿瘍（9）	184	0	48	232
9	肝硬変（10）	0	0	1	1
10	うっ血肝（11）	5	0	8	13
11	肝臓腫瘍（13）	0	0	1	1
12	褪色肝（14）	154	0	4,008	4,162
13	鋸屑肝（17）	182	0	0	182
14	寄生虫性肝炎（22）	0	0	3,085	3,085
15	心外膜炎（26）	72	0	4,563	4,635
16	心筋変性（27）	20	0	32	52
17	心筋出血（28）	64	0	150	214
18	心肥大（29）	2	0	150	152
19	心奇形（32）	1	0	0	1
20	心筋膿瘍（35）	1	1	3	5
21	肺炎（37）	285	1	4	290
22	胸膜炎（38）	485	0	4,692	5,177
23	異物吸入肺（39）	40	0	0	40
24	血液吸入肺（40）	73	0	1,475	1,548
25	肺膿瘍（42）	12	0	1,511	1,523
26	肺気腫（43）	187	0	56	243
27	豚流行性肺炎（MPS）（44）	0	0	14,552	14,552
28	胸膜肺炎（ヘモ、APP）（45）	0	0	1,838	1,838
29	化膿性肺炎（46）	83	1	45	129

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
30	胃炎（47）	3	0	0	3
31	小腸炎（50）	204	0	0	204
32	腸炎（51）	23	0	17,364	17,387
33	大腸炎（52）	16	0	0	16
34	胃腸炎（53）	68	6	2	76
35	直腸周囲脂肪壊死（54）	136	0	0	136
36	腸間膜脂肪壊死（55）	114	0	0	114
37	腸間膜リンパ節乾酪壊死（58）	0	0	52	52
38	腸気泡症（59）	0	0	34	34
39	ヘルニア（61）	0	0	1,688	1,688
40	増殖性腸炎（62）	0	0	603	603
41	横隔膜膿瘍［サガリ］（63）	16	0	0	16
42	横隔膜変性［サガリ］（64）	40	0	0	40
43	横隔膜炎［サガリ］（65）	263	1	0	264
44	横隔膜膿瘍（66）	81	0	231	312
45	横隔膜変性（67）	15	0	1	16
46	横隔膜炎（68）	116	1	2,977	3,094
47	腎その他（70）	0	0	1	1
48	腎炎（71）	145	3	733	881
49	腎周囲脂肪壊死（72）	104	0	0	104
50	腎膿瘍（73）	11	0	28	39
51	腎変性（74）	8	0	741	749
52	腎結石（75）	5	0	0	5
53	腎点状出血（76）	4	1	16	21
54	腎梗塞（77）	0	0	2	2
55	のう胞腎（80）	18	0	3,315	3,333
56	萎縮腎（81）	0	0	161	161
57	腹膜炎（84）	0	0	6,730	6,730
58	頭部膿瘍（86）	5	0	8	13
59	頭部放線菌症（87）	2	0	0	2
60	舌炎（88）	3	0	0	3
61	舌変性（89）	1	0	0	1

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
62	膀胱炎（96）	6	0	1	7
63	子宮蓄膿症（98）	6	0	0	6
64	子宮内膜炎（99）	3	0	2	5
65	脾腫（101）	1	0	10	11
66	脾炎（102）	5	0	47	52
67	捻転脾（103）	0	0	14	14
68	生殖器奇形(104)	0	0	5	5
69	筋肉膿瘍（117）	107	2	7,075	7,184
70	筋肉出血（118）	953	2	4,001	4,956
71	筋肉変性（119）	156	1	929	1,086
72	筋肉水腫（120）	292	1	717	1,010
73	関節炎（121）	2	0	468	470
74	骨折（122）	4	1	334	339
75	異所骨形成（123）	0	0	36	36
76	奇形（124）	0	0	3	3
77	黒色腫（メラノーマ）（127）	0	0	1	1
78	好酸球性筋炎（130）	1	0	0	1
79	脱臼（131）	0	0	1	1
80	脊髄メラニン沈着（141）	0	0	1	1
81	脊椎膿瘍（143）	0	0	270	270
82	尾咬症（144）	0	0	21	21
83	鼻炎（145）	0	0	11	11
84	尾炎（146）	2	0	0	2

4 精密検査件数

(1)総計

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	296	119	1,443	488	2,180	2,173	194	9	15	121	119	1,372	1,313	31	−	−	359	8,374
病畜の一般検査	163	−	163	324	−	−	163	−	−	−	−	1,141	1,089	−	−	−	−	2,717
敗血症	99	87	1,088	103	2,174	2,173	2	−	−	−	−	14	13	−	−	−	291	4,770
膿毒症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒 (敗血症型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒 (皮膚型)	1	−	3	3	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9
豚丹毒 (関節炎型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
トキソプラズマ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
腫瘍	1	1	11	−	−	−	−	1	2	11	10	7	2	−	−	−	−	33
牛伝染性リンパ腫	7	7	108	12	−	−	6	7	12	100	99	49	41	−	−	−	37	363
白血病	1	1	11	−	−	−	−	1	1	10	10	−	−	−	−	−	−	22
黄疸	4	3	12	6	−	−	3	−	−	−	−	21	20	4	−	−	4	58
尿毒症	9	9	36	18	−	−	9	−	−	−	−	63	63	27	−	−	27	207
水腫	11	11	11	22	−	−	11	−	−	−	−	77	85	−	−	−	−	195
炎症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
変性	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
伝達性海綿状脳症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
萎縮性鼻炎	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サルモネラ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)牛

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	188	31	355	371	70	577	186	7	12	100	99	1,309	1,246	30	−	−	103	4,110
病畜の一般検査	156	−	156	310	−	−	156	−	−	−	−	1,092	1,033	−	−	−	−	2,591
敗血症	3	3	36	5	70	577	2	−	−	−	−	14	13	−	−	−	36	717
膿毒症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒（敗血症型）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒（皮膚型）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒（関節炎型）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
トキソプラズマ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
腫瘍	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
牛伝染性リンパ腫	7	7	108	12	−	−	6	7	12	100	99	49	41	−	−	−	37	363
白血病	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
黄疸	3	2	9	6	−	−	3	−	−	−	−	21	19	3	−	−	3	55
尿毒症	9	9	36	18	−	−	9	−	−	−	−	63	63	27	−	−	27	207
水腫	10	10	10	20	−	−	10	−	−	−	−	70	77	−	−	−	−	177
炎症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
変性	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
伝達性海綿状脳症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
萎縮性鼻炎	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サルモネラ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)子牛

検査項目 / 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数		8	1	8	16	-	-	8	-	-	-	-	56	64	-	-	-	-	144
病畜の一般検査		7	−	7	14	−	−	7	−	−	−	−	49	56	−	−	−	−	126
敗血症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
膿毒症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒	(敗血症型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(皮膚型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	(関節炎型)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
トキソプラズマ症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
腫瘍		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
牛伝染性リンパ腫		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
白血病		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
黄疸		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
尿毒症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水腫		1	1	1	2	−	−	1	−	−	−	-	7	8	−	−	−	−	18
炎症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
変性		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
伝達性海綿状脳症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
萎縮性鼻炎		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サルモネラ症		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)豚

検査項目 / 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	100	87	1,080	101	2,110	1,596	−	2	3	21	20	7	3	1	−	−	256	4,120
病畜の一般検査	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
敗血症	96	84	1,052	98	2,104	1,596	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	255	4,053
膿毒症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒（敗血症型）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
豚丹毒（皮膚型）	1	−	3	3	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	9
豚丹毒（関節炎型）	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
トキソプラズマ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
腫瘍	1	1	11	−	−	−	−	1	2	11	10	7	2	−	−	−	−	33
牛伝染性リンパ腫	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
白血病	1	1	11	−	−	−	−	1	1	10	10	−	−	−	−	−	−	22
黄疸	1	1	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	1	3
尿毒症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水腫	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
炎症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
変性	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
伝達性海綿状脳症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
萎縮性鼻炎	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サルモネラ症	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5　食品中の残留動物用医薬品検査結果

（1）検査頭数及び検査項目数

		総数	牛	豚
検査頭数		1,350	156	1,194
検体数		4,021	470	3,551
項目数		5,357	741	4,616
簡易検査法		4,019	468	3,551
分別推定法		16	4	12
抗生物質	オキシテトラサイクリン	4	3	1
	クロルテトラサイクリン	4	3	1
	テトラサイクリン	4	3	1
	ベンジルペニシリン	－	－	－
	マルボフロキサシン	2	－	2
	エンロフロキサシン	2	－	2
	ノルフロキサシン	2	－	2
	ダノフロキサシン	2	－	2
	オルビフロキサシン	2	－	2
合成抗菌剤	エトパベート	50	10	40
	オルメトプリム	50	10	40
	クロピドール	50	10	40
	スルファキノキサリン	50	10	40
	スルファクロルピリダジン	50	10	40
	スルファジアジン	50	10	40
	スルファジミジン	50	10	40
	スルファジメトキシン	50	10	40
	スルファチアゾール	50	10	40
	スルファドキシン	50	10	40
	スルファピリジン	50	10	40
	スルファベンズアミド	50	10	40
	スルファメトキサゾール	50	10	40
	スルファメトキシピリダジン	50	10	40
	スルファメラジン	50	10	40
	スルファモノメトキシン	50	10	40
	トリメトプリム	50	10	40
	ナイカルバジン	50	10	40
殺菌剤	チアベンダゾール	50	10	40
ホルモン剤	酢酸トレンボロン	50	10	40
	酢酸メレンゲステロール	50	10	40
寄生虫駆除剤	アルベンダゾール	50	10	40
	オキシベンダゾール	50	10	40
	クロサンテル	50	10	40
	ジクラズリル	50	10	40
	フルベンダゾール	50	10	40

(2)　行政処分

（単位：頭）

行政処分	事故畜・保留畜			健康畜		
	牛	豚	検出薬剤	牛	豚	検出薬剤
食品衛生法による廃棄	－	－	－	－	－	－

第3章　衛　生　監　視　指　導

1　中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導等

（1）衛生監視指導実施状況

名古屋市南部と畜場に対し、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程に基づき、生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、関係各団体が衛生管理計画及び手順書を遵守した自主管理を適切に実施しているかを確認する等、外部検証を中心とした衛生監視を行った。

また南部市場内に併設された食肉処理施設・食肉販売施設等について、食肉や施設の衛生保持を喚起するため定期的に衛生監視を実施し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理について指導した。

ア　と畜場の監視件数

（単位：件）

監視チェックリストを用いた監視（オフライン監視）	牛	係留所	11
		と室	65
		内臓処理室	41
		冷蔵庫	42
	豚	係留所	10
		と室	61
		内臓処理室	38
		冷蔵庫	43
記　録　確　認			24
その他相談・指導			4

イ　食肉処理施設等の監視件数

区　　分	施　設　数	監視指導件数
食肉処理業	11	726
食肉販売業	3	82
その他	2	95

（２）微生物検査等実施状況

外部検証の一環として、切除法により枝肉の表面（胸部）を剥ぎ取り、一般細菌数、腸内細菌科菌群数及び食中毒起因菌の検査を実施した（5 検体／月）。

また、独自調査として、工程ごとの豚枝肉ふき取り検体及びと畜場施設・設備ふき取り検体の微生物検査を実施した。

その他、牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査を実施した。

ア　枝肉等の微生物検査件数

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	腸内細菌科菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	O157	O26	O111	O103	O121	O145	リステリア
総数	120	960	120	120	120	120	120	60	60	60	60	60	60	－
牛枝肉	60	660	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	－
豚枝肉	60	300	60	60	60	60	60	－	－	－	－	－	－	－
施設・設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ　牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査件数

検　体	頭数	検体数
牛枝肉	40	80

（３）外部検証連絡会議

と畜場の衛生監視、枝肉の微生物検査等の外部検証結果について、と畜場管理者、と畜業者等の関係団体に伝達し、必要な改善を促すための HACCP 外部検証連絡会議を設置し、12 回実施した。

2　市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

（1）食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

	食鳥処理事業の施設数			食鳥処理衛生管理者＊注2の配置数
	食鳥処理場＊注1		届出食肉販売業	
	生鳥から処理	とたいから処理		
令和 5 年度総数	1	20	3	26
令和 6 年度総数	1	20	3	25
千　種	－	1	－	1
東	－	－	－	－
北	－	1	－	1
西	－	2	－	3
中　村	－	5	1	6
中	－	3	1	4
昭　和	－	1	1	－
瑞　穂	－	1	－	1
熱　田	1	2	－	4
中　川	－	－	－	－
港	－	－	－	－
南	－	1	－	2
守　山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名　東	－	3	－	3
天　白	－	－	－	－

注１：食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数を計上。

注２：食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数を計上。

（２）食鳥処理施設の監視指導件数、区別

（単位：件）

	食鳥処理場			届出食肉販売業
	総数	生鳥から処理	とたいから処理	
令和５年度総数	25	4	21	3
令和６年度総数	22	2	20	2
千　種	1	－	1	－
東	－	－	－	－
北	1	－	1	－
西	2	－	2	－
中　村	5	－	5	1
中	3	－	3	1
昭　和	1	－	1	－
瑞　穂	1	－	1	－
熱　田	4	2	2	－
中　川	－	－	－	－
港	－	－	－	－
南	1	－	1	－
守　山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名　東	3	－	3	－
天　白	－	－	－	－

（3）認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	基準不適合の理由					
				生体の状況	体表の状況		体壁内側面の状況	内臓の状況	
				廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓部分廃棄	内臓全部廃棄
令和5年度合計	200,356	195,110	5,246	927	346	2,250	239	1,179	305
令和6年度合計	207,230	200,866	6,364	1,490	636	2,422	558	784	474
千種	2,610	2,575	35	－	3	1	31	－	－
東	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北	2,978	2,978	－	－	－	－	－	－	－
西	1,465	1,465	－	－	－	－	－	－	－
中村	52,726	52,722	4	－	1	2	－	1	－
中	649	649	－	－	－	－	－	－	－
昭和	－	－	－	－	－	－	－	－	－
瑞穂	1,413	1,413	－	－	－	－	－	－	－
熱田	140,272	133,952	6,320	1,490	632	2,414	527	783	474
中川	－	－	－	－	－	－	－	－	－
港	－	－	－	－	－	－	－	－	－
南	2,705	2,705	－	－	－	－	－	－	－
守山	－	－	－	－	－	－	－	－	－
緑	－	－	－	－	－	－	－	－	－
名東	2,412	2,407	5	－	－	5	－	－	－
天白	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（4）微生物検査件数

区　分	検体数	項目数	項　目　数　内　訳						
			一般細菌数	大腸菌	大腸菌群数	サルモネラ	ｶﾝﾋﾟﾛﾊﾞｸﾀｰ	黄色ブドウ球菌	その他
総数	28	144	28	28	28	28	28	2	2
処理水	6	30	6	6	6	6	6	－	－
拭き取り	20	100	20	20	20	20	20	－	－
ささみ	2	14	2	2	2	2	2	2	2
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3　輸出食肉対応実績

（１）適合施設の認定数（うち新規認定数）

20 件（1 件）

（２）食肉衛生証明書の発行

中央卸売市場南部市場内において、輸出食肉処理の適合認定を取得している食肉処理施設に対し、申請に基づき食肉衛生証明書を発行した。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
タイ	51 件 (10,999.4kg)	60 件 (10,067.4kg)	109 件 (23,427.2kg)
ベトナム	1 件 (計 180.0kg)	－	－
ミャンマー	2 件 (54.0kg)	－	－
マカオ	－	4 件 (41.6kg)	－
合計	54 件 (11,233.4kg)	64 件 (10,109.0kg)	109 件 (23,427.2kg)

第４章 講習会・研修・見学等

1　衛生講習会、見学等の実施

（1）衛生講習会の実施

作業衛生責任者講習会についてと畜業者の 4 名から受講申込みがあり、計 12 科目 24 時間の講習を 12 日間（1 月 28 日、2 月 4 日、5 日、12 日、18 日、19 日、26 日、3 月 4 日、5 日、11 日、12 日、18 日）にわたり実施した。

（2）見学者の受入

教育機関等の依頼に基づき見学者やインターンシップを受入れ、と畜検査や衛生的なと畜作業についての説明を行い、食肉の衛生についての啓発を行った。

（3）その他

中央卸売市場南部市場が実施する夏休み親子見学会へ講師を派遣し、食肉の衛生についての啓発を行った。

（4）衛生講習会、見学等実施回数及び参加者

区分	衛生講習会	見学等	その他	計
件数	12	5	4	21
参加人数	48	51	82	181

2　イベント等における普及啓発活動

愛知県名港花き地方卸売市場で 10 月 27 日(日)に開催されたイベントに参加し、来場者に対しクイズの実施、パンフレットの配布等、食肉の衛生に関する普及啓発等を行った。

3　研修

月　　日	内　　容	受講者
6 月 3 日	ISO/IEC17025 試験結果の信頼性（不確かさ）演習	古澤
7 月 24～26 日	HPLC＆LC/MS 講習会	武藤
7 月 26 日	FDSC 食品衛生精度管理セミナー	大川
11 月 18～19 日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	高橋
11 月 29 日	理化学試験の基礎研修（GC・LC 初心者編）	大泉
2 月 14 日	京都市中央卸売市場第二市場及び京都市衛生環境研究所食肉検査部門視察	石原・酒井

第５章　調　　査　　研　　究

（１） 豚解体ラインにおける枝肉ふき取り検査結果に基づく枝肉汚染防止対策について

令和６年度全国食肉衛生検査所協議会　東海・北陸ブロック研修会

名古屋市食肉衛生検査所　　○牧　香里　霞　雅也

篠田　ダビデ　横井　伸行

１はじめに

と畜場法施行規則第３条第６項及び第７条第５項に基づくと畜検査員による検査または試験（外部検証）において、衛生管理の実施状況を客観的に評価するため衛生指標菌（一般細菌数、腸内細菌科菌群数）を対象に、切除法を用いた微生物試験を実施することとされている。

当と畜場においては、豚枝肉の一般細菌数、腸内細菌科菌群数の平均値が、ともに全国の平均値よりも高い値となっている。そこで、豚解体ラインにおいて枝肉のふき取り検査を実施し、この結果から枝肉の汚染の原因を追究し、汚染低減対策の検討を行った。

２材料および方法

実施期間：令和５年６月から10月

（１）豚外皮ふき取り検査

放血、と体洗浄後の豚５頭について、胸部の外皮ふき取り検査を行った。

（２）豚枝肉解体工程における枝肉ふき取り検査（図1）

ア　スキンナーによる剝皮前後の同一枝肉５頭の胸部のふき取り検査を行った。

イ　自動背割り機による背割り前、背割り後、トリミング後の同一枝肉５頭の胸部のふき取り検査を行った。

ウ　洗浄前、洗浄後、水切り後の同一枝肉５頭の胸部ふき取り検査を行った。

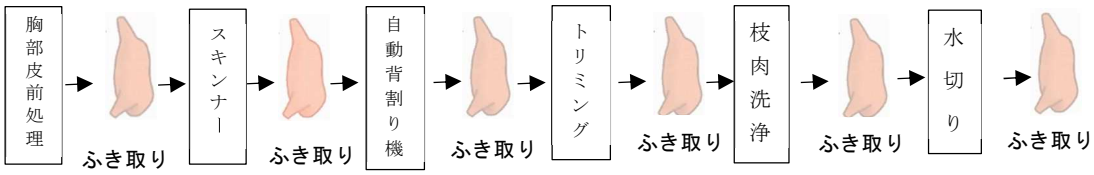

図１　豚枝肉解体工程とふき取り箇所

（３）スキンナーふき取り検査

スキンナーにおいて、豚一頭を処理するごとの消毒が適正であることを確認するため、スキンナーの枝肉静止板、ベルト、刃のふき取り検査（各５検体）を行った。

（４）検査項目

（１）は一般細菌数、腸内細菌科菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、カンピロバクター、（２）アは一般細菌数、腸内細菌科菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、カンピロバクター、（２）イ、ウ及び（３）は一般細菌数、腸内細菌科菌群とした。

３成績

（１）豚外皮ふき取り検査

すべての枝肉の外皮から腸内細菌科菌群が検出された。黄色ブドウ球菌は５検体中

4 検体から、カンピロバクターは 5 検体中 3 検体から検出された。

（２）豚枝肉解体工程における枝肉ふき取り検査

ア　一般細菌数は、スキンナーの前後で増加傾向がみられた。腸内細菌科菌群はスキンナー前は検出されなかったのに対し、スキンナー後には 5 検体中 3 検体から検出された。（図 2）　黄色ブドウ球菌はスキンナー後に 5 検体中 1 検体から、カンピロバクターはスキンナー後に 5 検体中 2 検体から検出された。

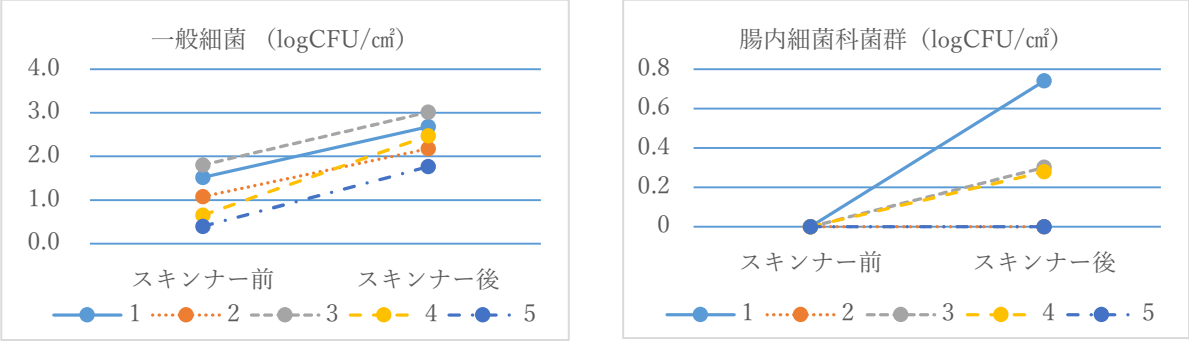

図 2　スキンナー前後の一般細菌数、腸内細菌科菌群数

イ　背割りからトリミングの工程において一般細菌数の増加は見られなかった。腸内細菌科菌群は 4 検体はトリミング工程までに検出されなくなったが、1 検体はいずれの工程からも検出された。（図 3）

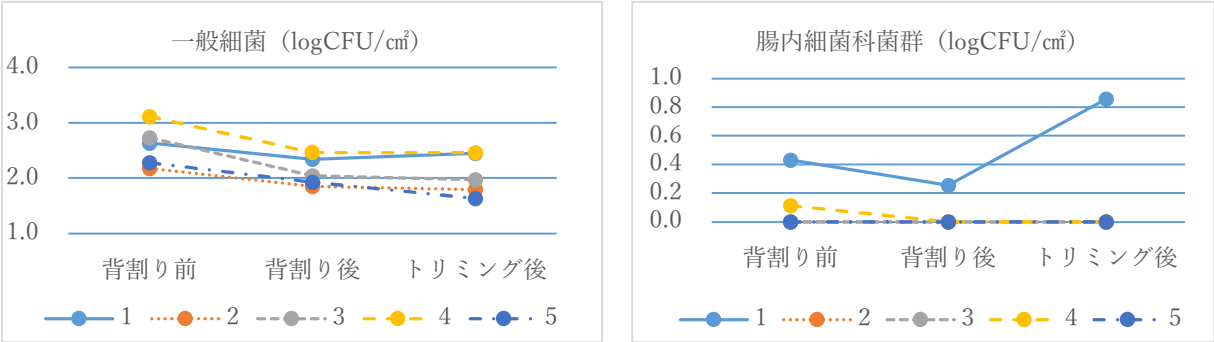

図 3　背割り前後、トリミング後の一般細菌数、腸内細菌科菌群数

ウ　洗浄から水切りの工程において、一般細菌数の増加は見られなかった。腸内細菌科菌群は 3 検体は水切り後には検出されなくなったが、2 検体はいずれの工程からも検出された。（図 4）

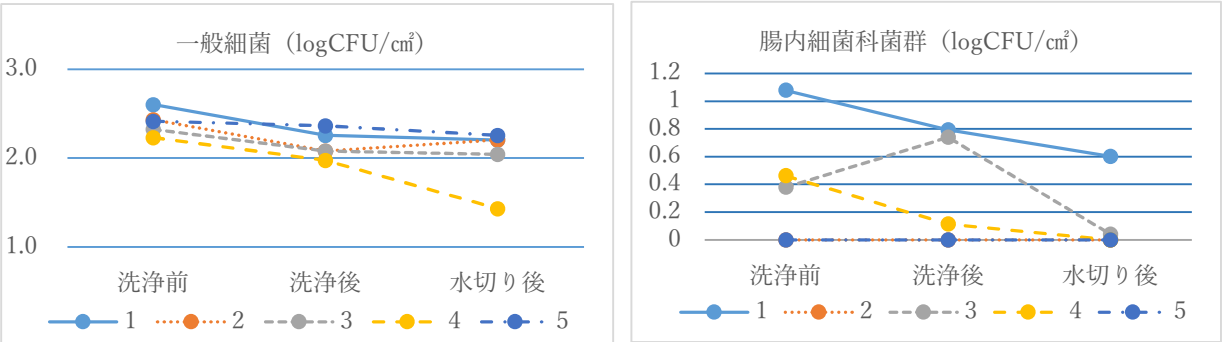

図 4　洗浄前後、水切り後の一般細菌数、腸内細菌科菌群数

（３）スキンナーふき取り検査

一般細菌数の平均値は、枝肉静止板が 0.7logCFU/㎠、ベルトが 1.3logCFU/㎠、刃が 0.9logCFU/㎠だった。腸内細菌科菌群はベルト 1 検体から 0.2logCFU/㎠検出された。

4 考察

（1）枝肉の汚染原因の追究

豚の外皮のふき取り検査結果および解体工程における枝肉ふき取り検査の結果から、豚の外皮に存在する腸内細菌科菌群、食中毒起因菌等が、スキンナー工程において枝肉を汚染していると考えられた。

スキンナーふき取り検査は良好な結果であったことから、一頭処理するごとのスキンナーの消毒は適正であり、スキンナーから枝肉への汚染は起こっていないと考えられた。

これらのことから、スキンナーでの剝皮作業中に外皮から枝肉への汚染が起こっていることが示唆された。また、腸内細菌科菌群が検出された枝肉は、スキンナー以降の工程においても検出され続けていることから、剝皮作業中の枝肉への汚染を防止することが重要であると考えられた。

（2）と畜業者への枝肉汚染防止対策の指導

枝肉の汚染防止対策として、豚の体表の洗浄を徹底すること、スキンナー消毒のための温湯は十分量を確保すること、作業者の手指、ナイフ等の消毒を徹底することを指導した。さらに、と畜業者からは、スキンナーの作業は股金を持ってと体を引き上げるなど、できる限りと体に触れないように作業を行うとの対策も示された。

5 まとめ

対策後の外部検証の微生物検査では、腸内細菌科菌群数は減少傾向となり成績の向上がみられたが、陰性にすることはできなかった。また、一般細菌数については検証実施以前から減少傾向がみられたものの、前年度平均値とほぼ同様の成績となった。（図 5）

当と畜場で使用している横型スキンナーは、と体がベルトコンベア上で回転し剝皮を行うため、剝皮作業中の外皮からの汚染を完全に防止することが困難である。今回の検証により、外皮からの汚染がスキンナー工程において起こっていることを、と畜業者に改めて認識させることができた。スキンナーの構造を変えることはできないため、ハード面ではなくソフト面から作業の見直しを行うよう指導したことにより、と畜業者に意識の向上をもたらし、自ら作業の工夫を行うなどの変化を見ることができた。

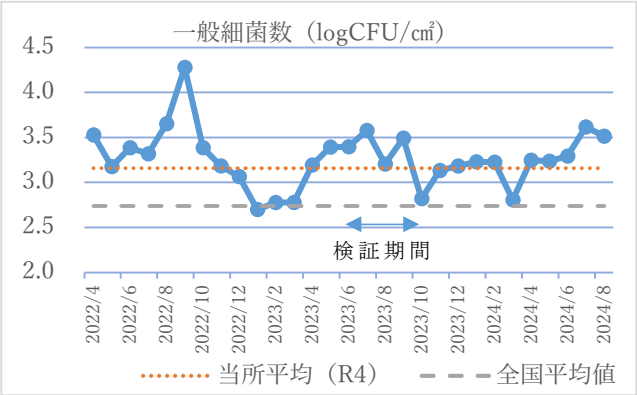

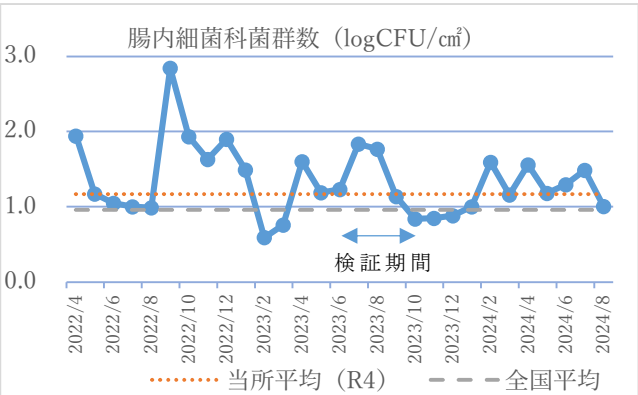

図 5　当と畜場における一般細菌数、腸内細菌科菌群数の推移

（２）豚の体腔内腫瘤

令和６年度全国食肉衛生検査所協議会　第 81 回病理研修会

機　関　名：名古屋市食肉衛生検査所　　氏　名：三好　知行

動　物　名：豚　　品種：雑種　　性別：不明　　年齢：約６か月齢

病　　歴：なし　　生 体 所 見：一般畜として搬入され著変を認めなかった。

内 臓 所 見：
と畜検査時 20cm×20cm×8cm の体腔内腫瘤を認めた。腫瘤表面には腎臓の一部が付着していたが実質は癒合しておらず、他の臓器の付着はみられなかった。
腫瘤は黄土色から暗赤色でヘルニア孔への嵌入を思わせる狭窄部がみられた。
割面は充実性で弾力があり、小葉構造が観察された。その他臓器に著変は認められなかった。

組 織 所 見：
腫瘤内では、好酸性で豊富な細胞質と円形の核を有する肝細胞様の細胞が互いに密着し、膠原線維によって細かく区画されていた。また、一部には淡明な核と好塩基性の細胞質を有する細胞によって囲まれた胆管様の管腔構造も観察されるが、三つ組や中心静脈といった肝臓の小葉構造は認められなかった。豊富な膠原線維および血管構造が観察され炎症細胞の集簇巣や出血巣も観察された。
免疫組織化学では胆管様構造に一致する CK AE1/AE3（DAKO）および CK 7（Santa Cruz Bio.）陽性像が観察された。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン
切り出し部位：(図示)

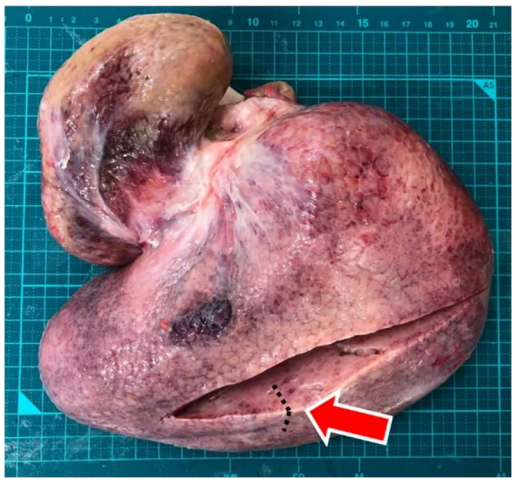

行 政 処 分：　一部廃棄　（奇形）
組織診断名：　肝臓組織の分離腫
疾病診断名：　豚の肝臓組織の分離腫

2　研究・発表一覧（平成 26 年度～令和 6 年度）

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
26	豚の右肩部および頚部腫瘤	全食検協 第 68 回病理部会研修会	橋本　幸江
	豚の腎臓腫瘤	全食検協 第 69 回病理部会研修会	佐橋　祐磨
	豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	平成 26 年度食品衛生業務報告会	岩　賢
27	豚の全身性腫瘍	全食検協 第 70 回病理部会研修会	日比野　拓己
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 *Streptococcus suis* の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	愛知県獣医師会第 55 回学術発表会	市川　隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について	全食検協 第 34 回理化学部会研修会	井上　裕介
	管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み	全食検協 東海北陸ブロック研修会	丹羽　毅
	豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 *Streptococcus suis* の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	市川　隆
29	豚の胸部腫瘤	全食検協 第 74 回病理研修会	前田　麻友子
	と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて	平成 29 年度食品衛生業務報告会	山口　敏彦
	病理学的検査によるつくね中の異物の同定について	獣医公衆衛生関係研修会	前田　麻友子
	名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策	獣医公衆衛生関係研修会	野田　千帆
	豚の全身性メラノーシスの 1 例	愛知県獣医師会第 56 回学術研究発表会	前田　麻友子

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
30	食品中の異物への病理組織学的検査の活用	食品・動物業務事例研究会	渡戸　欽也
	所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた一考察	全食検協 東海北陸ブロック研修会	佐橋　祐磨
	豚の眼の腫瘤	全食検協 第 75 回病理研修会	渡戸　欽也
	5S 活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について	平成 30 年度食品衛生業務報告会	渡戸　欽也
	と畜検査における衛生標準作業手順(SSOP)の導入について	愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会	渡戸　欽也
31	牛の心臓の腫瘤	全食検協 第 76 回病理研修会	渡戸　欽也
	所管すると畜場に搬入された牛における牛白血病の浸潤調査からみた一考察	全食検協 東海北陸ブロック研修会	佐橋　祐磨
	同上	獣医公衆衛生関係研修会	佐橋　祐磨
	低温殺菌法の危険性の検討について	令和元年度食品衛生業務報告会	廣中　彩加
	豚の両側眼瞼に発生した形質細胞腫の１例	日本獣医師会雑誌第 75 巻第 3 号(2020)	渡戸　欽也
R2	牛の肝臓	全食検協 第 77 回病理研修会	渡戸　欽也
	管内と畜場に搬入された牛及び豚における *Escherichia albertii* の保菌状況調査	全食検協 東海北陸ブロック研修会	冨山　満里奈
	牛の黒褐色腎	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	渡戸　欽也
	所管すると畜場に搬入された牛から検出された牛伝染性リンパ腫ウイルスの遺伝子解析	愛知県獣医師会第 58 回学術研究発表会	佐橋　祐磨
	各種食器用洗剤における洗浄力及び除菌効果の比較	令和 2 年度食品衛生業務報告会	酒井　智美
	管内と畜場に搬入された牛及び豚における *Escherichia albertii* の保菌状況調査	令和 2 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	冨山　満里奈

年度	演　　題　　名	学　会　名　等	発 表 者 名
R3	東海地方の家畜からの *Escherichia albertii* 分離と性状解析	日本獣医師会雑誌第 75 巻第 5 号(2021)	冨山　満里奈
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	令和 3 年度食品衛生業務報告会	小林　寛
	同上	愛知県獣医師会第 59 回学術研究発表会	小林　寛
R4	と畜場に搬入される豚のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の保有状況及び性状解析調査	全食検協 東海北陸ブロック研修会	武藤　裕太郎
	同上	愛知県公衆衛生研究会	武藤　裕太郎
	名古屋市南部と畜場における外部検証の実施状況	令和 4 年度食品衛生業務報告会	市川　美保
	名古屋市南部と畜場に搬入された牛及び豚の動物用医薬品の使用実態と検査状況について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	小林　寛
R5	豚枝肉においてマルボフロキサシンが陽性になった事例について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	大泉　佑斗
	同上	令和 5 年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会	大泉　佑斗
	名古屋市南部市場に搬入された豚の動物用医薬品の投薬歴報告書に関する調査	令和 5 年度食品衛生業務報告会	林　宏樹
R6	豚解体ラインにおける枝肉ふき取り検査結果に基づく枝肉汚染防止対策について	全食検協 東海北陸ブロック研修会	牧　香里
	豚の体腔内腫瘤	全食検協 第 81 回病理研修会	三好　知行